

令和2年7月15日

求人内容相違調査要望書

ハローワーク横浜 御中

貴所の管轄内の企業につき、実際の労働条件と著しく異なる求人を貴所において掲示し、実質的に求職者に対し労働基準法違反となる労働契約の締結を迫る悪質な企業がございますので、下記のとおり申告いたします。

貴所におかれましては直ちに事実確認の上、違反事実を是正すべく職権の発動をいただきますようお願い申し上げます。

なお、当申告に関しては、青年首都圏ユニオン連合会（福岡市博多区博多駅東二丁目8番27号博多駅東パネスビル 電話番号050-5893-9729）執行委員長の が担当いたします。

1. 申告者 郵便番号 812-0013
住所 福岡市博多区博多駅東二丁目8番27号
博多駅東パネスビル
電話番号 050-5893-9729
氏名 青年首都圏ユニオン連合会
執行委員長
同組合員
2. 違反者 所在地 神奈川県横浜市西区岡野1-9-13
ポートガーディアンII 3階
電話番号 045-624-8188
名称 グランティア株式会社
法人の場合の代表者 佐瀬 隼平（代表取締役社長）
3. 違反者の業種、従業員数など
飲食業 エステティック業
従業員 入退社が非常に激しいため、特定不可
4. 求人内容と実際の労働条件の相違事実
(1) 労働基準法第16条違反となる相違事実

違反者は、申告者に対し、求人票には一切記載されていない「1年未満で会社を退職した場合、エステ講習料として金30万円を支払う」という損害賠償条項を半ば強制的に締結させ、申告者を不当に拘束し、実質的に退職する権利及び職業選択の自由を奪った。

(2) 労働基準法第37条違反となる相違事実

違反者は、求人票には割増賃金を法定通りに支払う旨明記しているにも関わらず、申告者に対し割増賃金を一切支払ってない。

(3) 労働基準法第32条違反となる相違事実

違反者は、申告者に対して1日8時間、週40時間を超える労働を行わせた。違反者の事業所においては、求人票に記載されている時間外労働時間と実際の時間外労働時間の乖離が著しく、その乖離は、時間外労働時間につき、貴所に対し故意に過少申告したとしか考えられない程度のものである。

現在、国内において求職情報を提供する機関は数多くありますが、貴所は公的機関であり、求職者に一番信頼されている唯一無二の機関であることは間違いございません。

貴所におかれましては、求職者の労働環境保護及び貴所の信用性の維持のため、上記相違事実の調査と当該相違事実に対する必要な権限行使を速やかに行われるよう要望致します。

以上